地域包括ケアの推進について

【担当省庁】厚生労働省

[医療・介護・福祉職の人材確保、育成]

高齢者人口のピークと生産年齢人口の減少が見込まれる 2040 年を見据え、担い手不足などの地域資源の制約が厳しくなることは不可避であり、提供される医療・介護・福祉サービスなどに格差が生じることなく、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していくために、他業種との賃金格差の解消に向けて従事者の給与の大幅な引き上げなどによる人材の確保・育成が必要である。ついては国の責任において処遇改善の一層の充実を図るとともに、自治体が実施する処遇改善加算の取得促進や生産性向上、デジタル化、DXの推進など人材の確保や育成に必要な支援事業を着実に予算化するとともに本府への支援を講じていただきたい。

[医療・介護・福祉サービスの維持]

国が定める公的価格により経営を行う医療機関や介護事業所、社会福祉施設については、令和6年度の報酬改定後においても、長期化する物価高騰の影響により、引き続き厳しい経営を強いられている。

こうした中、利用者・患者等に安心・安全で質の高いサービスや医療の提供、公衆衛生の維持ができるよう、<u>報酬改定の影響を検証・評価し、適切な報酬の設定や保険料と国・地方の負担のあり方を含め、</u>国の責任において重点的な改善策を講じていただきたい。

特に、<u>令和6年度介護報酬改定で基本報酬が引き下げられた訪問介護事業</u>については、地域で必要なサービス提供が提供されるよう、<u>社会経済情勢を反映した介護報酬</u>の設定とするとともに、国の調査結果を踏まえて実施される、<u>事業所規模・地域事情に応じた経営支援や人材確保・定着に向けた支援</u>については、地方自治体の負担なく、<u>全額</u>国費で実施いただきたい。

[医療と福祉を支える総合リハビリテーション支援拠点の整備]

京都府では、高齢者や障害者等が地域で安心して生活できるよう、 急性期から回復期、生活期まで切れ目のない支援を行う、<u>総合的なリハビリテーション支援拠点の整備を検討しており、先進的なリハビリ等の普及促進、専門職の育成等の取組に対する財政支援</u>をお願いしたい。

〔重度障害者に対する福祉医療費助成制度の創設〕

重度障害者の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、国において、ナショナルミニマムとして身体・知的・精神の重度障害者に対する医療費助成制度を創設していただきたい。

また、重度障害者に対して地方単独の医療費助成を行った市町村に対する**国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置**については、市町村の財政基盤の安定化を図るため、早急に**全廃**していただきたい。

健康福祉部 健康福祉総務課(075-414-4548)

医療課 (075-414-4975)

高齢者支援課(075-414-4571)

リハビリテーション支援センター(075-251-5387)

地域福祉推進課 (075-414-4561) 障害者支援課 (075-414-4596)

医療保険政策課 (075-414-4576)

【現状・課題等】

京都府

の担当課

- ■国は、キャリアパスに関する仕組みを導入した介護・福祉事業者へ、介護・福祉報酬の加算を行う介護・福祉職員処遇改善加算制度を平成24年度に創設。以後、2度にわたりキャリアパスの取組を深化させた事業者への上乗せ加算を行う区分を創設
- ■新しい経済政策パッケージに基づく介護・福祉職員の処遇改善では、勤続年数 10 年以上の介護福祉士について月額8万円相当(年 96 万円相当)を算定根拠とした 処遇改善を想定するが、職員の平均賃金の上がり幅は月額6千円相当(年 7 万円相当)であり、全業種平均の給与差の解消には至っていない。
- ■令和4年2月から介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組の実施を前提に、収入を3%程度(月額9千円)引き上げるための補助金が、令和6年2月からは、収入を2%(月額6千円)引き上げるための補助金が、令和7年には職場環境改善を行うための補助金が措置された。
- ■重度障害者に対する医療費助成の制度は、全国的に実施されているが、対象や受給者負担金、所得制限等の内容は、地域間格差が生じている。医療は、国民の生命、健康を保障するものであり、国が社会保障政策全体の中に位置付け、ナショナルミニマムとして統一的に制度化されるべきである。また、国は、地方自治体の医療費助成に対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきとして、国民健康保険療養給付費負担金の減額調整措置を課しており、市町村による障害者等の支援する取組を阻害している。
- ■令和6年4月1日施行の改正介護保険法で、都道府県が介護現場の生産性向上を 推進する努力義務規定が追加

【国の事業等】

- 介護職員の処遇改善の促進〔厚生労働省〕 2.2 億円
- 障害福祉サービス事業所等サポート事業〔厚生労働省〕 4.5億円
 - 1 処遇改善加算等の取得促進のための事業所への助言等 補助率 10/10
 - 2 人材確保対策(障害福祉分野のしごとの魅力の発信など)補助率 10/10
- 全産業と介護・福祉職員の年間給与差 (単位:万円)

_				\ 1 I— / · / · /
		令和5年	令和4年	前年度増減
	全体	472.9	462.6	10.3
	介護・福祉職員(全体との差)	353. 1 (▲ 119. 8)	344. 5 (▲ 118. 1)	8.6(1.7)

※給与差の解消に必要な増額幅=約120万円

※出典:令和4年度、令和5年度「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)

■ 京都府内の介護・福祉職員の求人倍率(常用)

介護関連	全産業平均
4.11 倍	1.28 倍

※府内雇用失業情勢 令和7年1月分 (京都労働局)

■ 府内市町村における地方単独の医療費助成制度に対する 国民健康保険の国庫支出金減額調整措置の影響額(令和5年度)

障害児(者)の医療費助成:5.5 億円